保護者の皆様へ

令和７年10月現在

山梨県教育委員会では、県立学校の

生徒１人１台パソコン（BYOD※1）を活用した新たな学びを推進しています

ICT機器はこれからの時代の必須ツールの１つマル！



©HISHIMARU TAKEDA

今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でＩＣＴの活用が日常のものとなっており、これからの時代を生きる子どもたちにとって、パソコンやタブレット端末は、鉛筆やノートと並ぶ必須ツールであり、情報活用能力をはじめ、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げるために必要不可欠なものとなっています。

文部科学省のGIGAスクール構想※2により、小中学校だけでなく高等学校でも、児童生徒１人１台端末（パソコン・タブレット端末）を活用した授業が行われています。

山梨県教育委員会では、これからの社会で活躍できる生徒を育てるため、県立学校の**令和８年度入学生には各家庭で端末をご用意いただき**、学校の授業をはじめ、校外や家庭でも自由に端末を活用して学習ができる生徒１人１台端末の環境づくりを進めて参りますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

※１「ＢＹＯＤ」：Bring Your Own Deviceの略。生徒が個人（家庭）で所有するデバイスを授業で使用すること。

※２「GIGAスクール構想」：ＩＣＴの特性を生かした効果的な学習を推進し、次世代で活躍する人材を育てようとする取組のこと。
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm（文部科学省）

県立学校では１人１台端末の活用により次のような学習を行っています

笛吹高等学校（高校生世界農業遺産サミット）



BYOD端末を使って、各自の１年間の探究活動の成果をまとめたスライドを作成しました。他校の生徒も交え、相互に発表し意見交換しています。

日川高等学校（体育）



BYODのカメラ機能、動画再生ソフトを利用しマット運動の技において、自分の技を視覚的に客観的に見て、技の完成に導くためのアイテムとして活用しています。

塩山高等学校（世界史探求）





各自が調査した内容を共有ソフトに打ち込み、大型モニターで即時に全員で共有します。生徒が協働しながら、主体的に学ぶ授業を実践するためにBYODを活用しています。

桃花台学園（情報）

アプリPadletを使いながら、SNSの便利なところ、注意が必要なことの意見を出し合っています。



自分の考えを入力し、生徒間で共有しながら学習を深めています。

令和5年度･6年度･7年度に使用している端末の状況
◆高等学校･ろう学校･桃花台学園･支援学校高等部の一部の生徒：WindowsOS端末
◆特別支援学校高等部（ろう学校、桃花台学園を除く）：iPadOS端末

１人１台端末導入についてのQ&A

Q　端末は自分で用意するのですか。

各ご家庭で県教育委員会が示す仕様を満たしたキーボード付き端末をご用意していただきます。なお、県教育委員会では市場より安価に購入できるECサイトを紹介する予定です。ECサイトについての案内スケジュール（予定）は次の通りです。

・令和８年２月上旬　端末機種の参照モデルや販売価格等を県教育委員会HPに公表
・令和８年３月下旬　各校の合格者説明会で、端末購入方法及び購入支援策等を説明



©HISHIMARU TAKEDA

Q　いつまでに端末を用意しなければなりませんか。

端末は５月下旬から授業で活用していくことを想定しております。5月中旬までに端末のご準備をお願いします。なお、ＥＣサイトから端末を購入する場合の想定スケジュールは次のとおりです。

3月	4月	5月	6月
R8.3.12 ・入学許可予定者発表 ・ECサイト案内送付　予定	R8.3.13～R8.4.15 ・ECサイト購入期間	～ R8.5.15 ・購入した端末の納入期限	R8.5下旬～ ・学校での端末の初期設定と活用開始

Q　すでに所有している端末を学校に持ち込むことはできますか。

県教育委員会が示す仕様を満たす端末であれば利用できます。仕様については、学校及び県のホームページに掲載するとともに、中学校を通じてお知らせします。

Q　端末を家族で共有利用したり、個人的にSNSやゲームアプリをダウンロードしたりして使用してもかまいませんか。

共有利用はご家族のファイル等が漏洩する危険があるとともに、各端末に導入する管理ツールにより、インターネットのフィルタリングをするため、その**端末からは学習用とは判断されない一部サイトやゲームアプリ、SNSにアクセスできなくなります。**端末は生徒専用・学習専用にしていただくことをお勧めします。

Q　経済的な事情で端末を購入することができない場合はどうすればいいですか。

経済的に余裕のないご家庭に対する支援策があります。山梨県教育委員会ホームページ等でお知らせしてまいります。

Q　端末は学校の中だけで使うのですか。

端末は毎日持ち帰ります。端末を持ち帰ることで、家庭で課題を受け取ったり、提出したりできます。また、教員の授業動画を用いて予習・復習を行うことができます。臨時休業等の際には、ご自宅でオンライン学習や教員との面談を行うこともできます。

Q　学校で充電することはできますか？

生徒は端末を毎日持ち帰りますので、各ご家庭で充電をお願いします。
学校はコンセント数が限られており、全員が充電できる環境ではなく、学校では充電できません。

Q　家庭での通信料は誰が負担するのですか。

各ご家庭での負担となります（学校でのWi-Fi通信料は県が負担します）。今後ご家庭での活用が増えることも考えられるので、Wi-Fiなどの安定した通信環境の整備にご協力をお願いします。

お問い合わせ先
山梨県教育委員会教育庁総務課教育企画室
ＴＥＬ：０５５－２２３－１７５０　Mail：kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp
HP：https://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku-kikaku/ictkyouiku.html